

新たな制度に関する国の検討状況について（平成26年1月24日）

1. 子ども・子育て会議での審議

- 内閣府に設置された「子ども・子育て会議」では、平成25年4月以降、新たな制度について議論が重ねられてきた。その結果、公定価格（給付の基準や利用者負担額の基準など）を除く、以下の5つの事項について、制度や事業の枠組みや各論点に対する方針等が、会議で了承された。（事業計画の記載事項等を定めた基本指針は、平成25年8月に概ねの案をとりまとめ。）

① 地域型保育事業

⇒本事業に位置付けられる4つの事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）について、それぞれ市町村が定める認可基準のもととなる国が定める基準（職員数・資格要件、設備・面積基準など）を検討。

② 地域子ども・子育て支援事業

⇒本事業に位置付けられる「利用者支援事業」「一時預かり事業」「病児保育事業」「延長保育事業」などについて検討。事業によっては、新たな類型が設けられ、きめ細かな支援が可能となるよう検討が行われた。

③ 確認制度

⇒認可を受けた教育・保育施設等に対して、市町村が給付の対象となることを「確認」し、給付費（委託費）を支払うこととなる。この「確認」に関する利用定員や情報公表などの取り扱いについて検討。

④ 幼保連携型認定こども園の認可基準

⇒認定こども園法の改正に伴い、幼保連携型認定こども園について認可が単一化されることによって、新たに認可基準を策定する必要がある。具体的には、幼稚園と保育所の基準を比較して、高い水準を採用するなどの方針のもと検討が行われた。

⑤ 保育の必要性の認定

⇒新たな制度では、市町村が客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、保育所等を利用する仕組み。具体的には、保育の必要性の「事由」や「区分」（フルタイム就労向けの「保育標準時間」とパートタイム就労向けの「保育短時間」の2区分）、「優先利用」について検討。（概要は別紙参照）

※詳細については、内閣府ホームページ「子ども・子育て支援新制度について」をご参照ください。
(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)

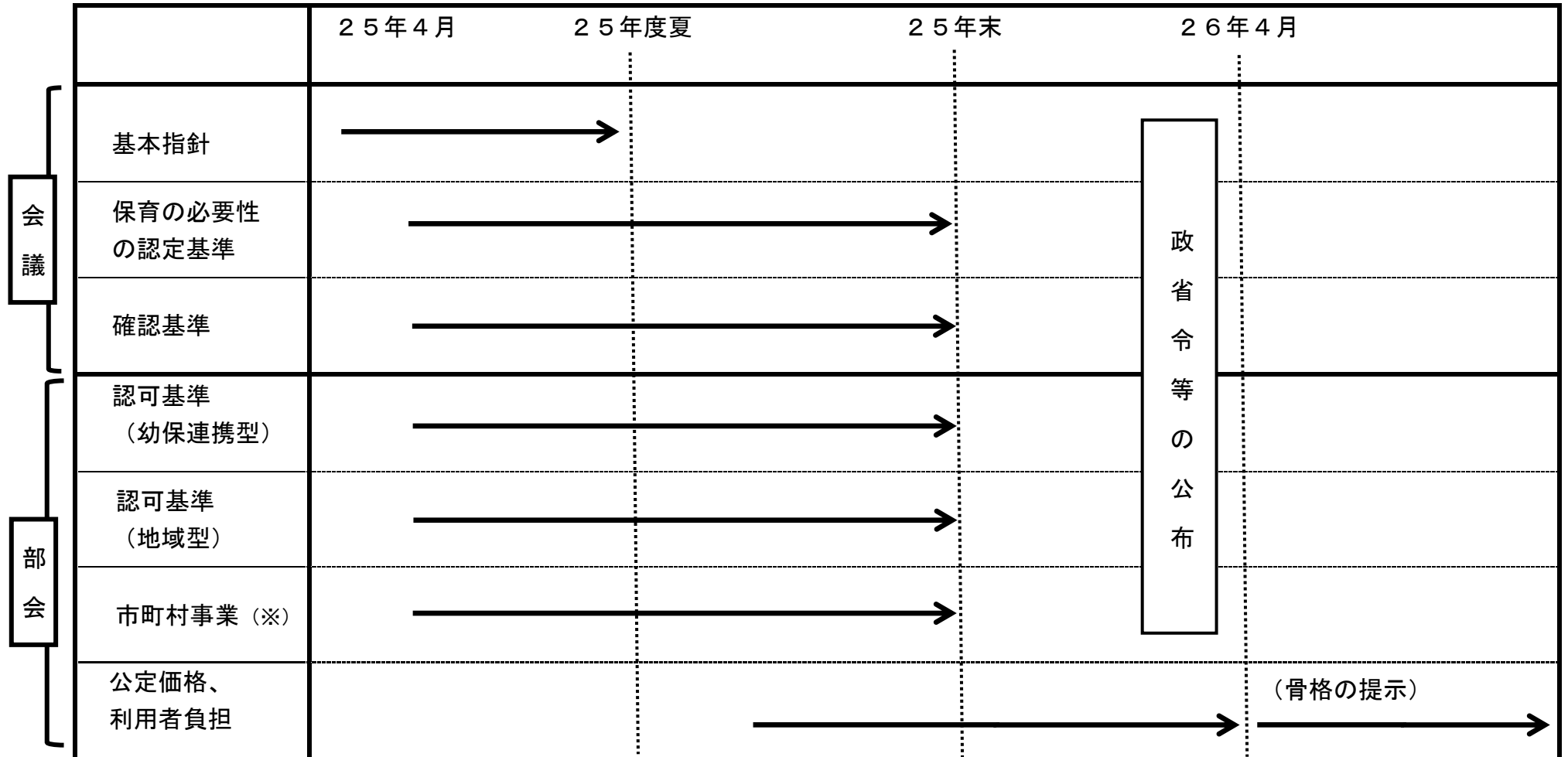
- 会議での審議等を踏まえ、今年度末を目途に、国で政省令等の関係法令を公布する予定。

2. その他の国の審議会での審議

- 「社会保障審議会児童部会 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」で、放課後児童クラブ（学童保育）に関する基準の報告書がとりまとめられ、これを踏まえて、今年度末を目途に、国で政省令等の関係法令を公布する予定。
- 「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議」で、幼保連携型認定こども園の保育要領について審議され、これを踏まえて、国で平成25年度中に「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」（告示）を公布する予定。

子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ

子ども・子育て支援新制度は、早ければ、平成27年4月には施行予定である。子ども・子育て支援給付・事業の実施主体となる市町村は、国の基本指針や基準を踏まえて、都道府県とも調整しつつ、市町村の事業計画の策定、基準の検討、必要な条例の制定を行った上で、施行までの事前準備としての認可・確認事務等を行う必要がある。このため、国においては、基本指針や基準等の検討は、その過程を対外的に示しながら、概ね25年度中に終える必要がある（25年度中に関係政省令や告示を公布する必要がある。）。



（※）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の基準等については、社会保障審議会児童部会を中心に議論。

保育の必要性の認定について

内閣府「子ども・子育て会議」
平成26年1月15日開催の
会議資料より抜粋

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)



新制度における「保育の必要性」の事由

- 以下のいずれかの事由に該当すること
- ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦ 就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

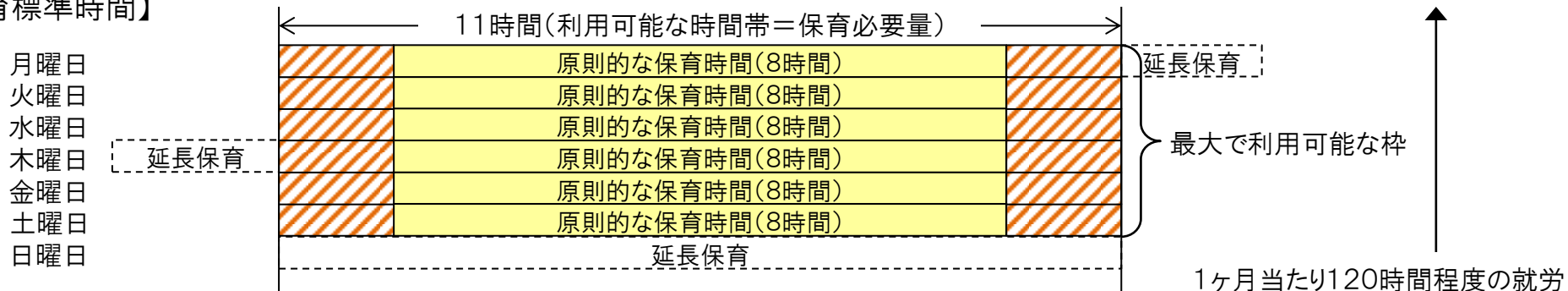
3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

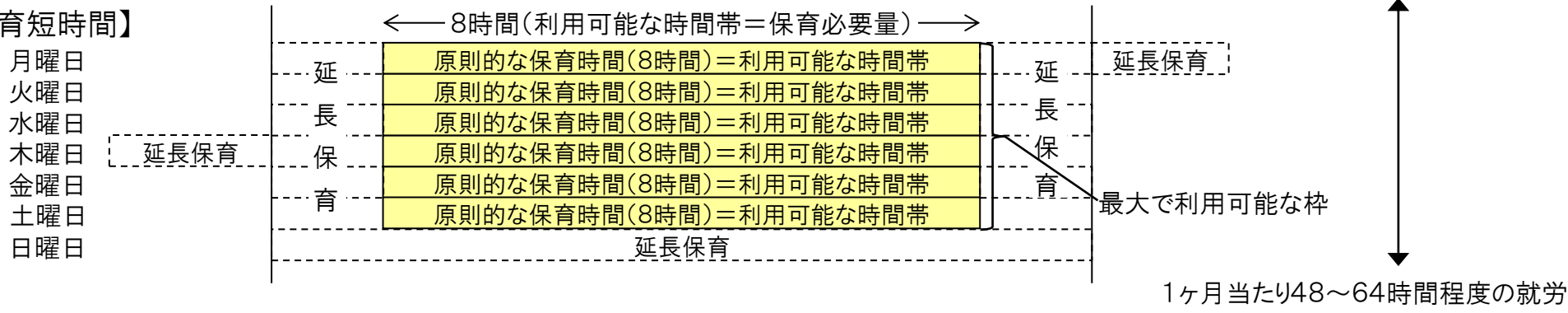
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】



【保育短時間】



これまでの議論を踏まえたイメージ

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由



②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間



③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由

保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>
Aグループ(10点)

○○ ○○
□□ □□
.....

計 X人

Bグループ(9点)

△△ △△
□□ ○○
.....

計 Y人

※ 保育短時間も同様



(案)

内閣府「子ども・子育て会議」
平成26年1月15日開催の
会議資料より抜粋

保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見

平成26年1月15日
子ども・子育て会議

政府は、子ども・子育て支援法に基づく保育の必要性の認定に関する基準案を対応方針案に基づいて策定し、実施するに当たっては、以下の点に留意すること。

- 子育ての第一義的責任は保護者が有するものであり、保育も含めた子ども・子育て支援は、単なる保護者の育児の肩代わりではなく、保護者が自己肯定感を持ちながら子育ての責任を果たし、子育ての権利を享受することが可能となるよう支援することにより、子どもの健やかな成長を実現し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指していくものである。このような観点を踏まえ、新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- 子ども・保護者の置かれている環境に応じ、保護者の選択に基づき、多様な施設・事業者から、良質かつ適切な教育・保育、子育て支援を総合的に提供する体制を確保することが制度の趣旨であることにかんがみ、保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- 保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会を作るためには、保育をはじめとする子ども・子育て支援施策の充実のみならず、「働き方の改革」による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の双方を、いわば車の両輪として、早期に実現していくことが必要であり、柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

以上